

## 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 順一

### 1 日時

平成 27 年 10 月 19 日（月曜日）

午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 43 分散会

### 2 場所

特別委員会室

### 3 出席委員

佐々木順一委員長、城内よしひこ副委員長、伊藤勢至委員、関根敏伸委員、高橋元委員、郷右近浩委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、千葉進委員、佐藤ケイ子委員、阿部盛重委員、柳村一委員、菅野ひろのり委員、千葉伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、嵯峨耄朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、渡辺幸貫委員、飯澤匡委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、千葉絢子委員、工藤大輔委員、五日市王委員、中平均委員、工藤誠委員、田村勝則委員、斉藤信委員、高田一郎委員、千田美津子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、小野寺好委員、吉田敬子委員、臼澤勉委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

熊谷事務局次長、菊池議事調査課総括課長、稲葉政策調査課長、和川主任主査、大山主査、遠藤主任、木村主任

### 6 説明のために出席した者

中村復興局長、大友復興局副局長、高橋復興局副局長、石川復興推進課総括課長、田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、小笠原生活再建課総括課長、森政策地域部政策推進室調整監、佐藤市町村課総括課長、大坊地域振興室交通課長、小野寺環境生活部環境生活企画室企画課長、小川保健福祉部保健福祉企画室企画課長、鈴木商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋経営支援課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、中村農林水産部農林水産企画室企画課長、五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、小原県土整備部県土整備企画室企画課長、桐野建設技術振興課総括課長、遠藤道路建設課総括課長、八重樫河川課総括課長、千葉都市計画課総括課長、勝又建築住宅課総括課長、千葉港湾課総括課長、

小原医療局経営管理課総括課長、  
菊池教育委員会事務局教育企画室特命参事兼企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) その他

9 議事の内容

○**佐々木順一委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組について、執行部から説明を願います。

○**中村復興局長** 東日本大震災津波の発災から4年7カ月余りが経過いたしました。これまで一日も早い復興の実現のために、各分野にわたり事業に取り組んできたところでありますが、海岸保全施設につきましては約9割、災害公営住宅につきましては約7割で着工し、被災した事業所につきましては一部再開を含め約8割が再開をするなど、復興の取り組みを着実に進めてきたところでございます。

一方、応急仮設住宅等での生活が長期化する中、復興まちづくりとあわせた商店街などの再建がまだこれからというところもございまして、復興はいまだ道半ばという状況にございます。

また、被災者の心と体の健康問題への対応や新たなコミュニティ形成の支援など、復興の進捗に伴う課題にもしっかりと対応し、被災者に寄り添った復興の質の確保にも一層努めてまいりたいと考えております。

本日は、この後復興の取り組み状況につきまして大友副局長から御説明を申し上げますので、委員の皆様にはよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○**大友復興局副局長** 東日本大震災津波からの復興の取組状況について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1をごらん願います。まず、復興に向けた取組状況についてですが、4ページをごらん願います。市町村が復興まちづくりとして進めております防災集団移転促進事業などの面整備事業ですが、12市町村の157カ所において宅地供給予定8,083区画の整備を進めております。

5ページをごらん願います。事業箇所数で見ますと完了が45%、宅地供給区画数で見ますと完了が18%となっております。

6ページをごらん願います。防潮堤や水門などの海岸保全施設は、134カ所の復旧整備

に対して完了が19%となっております。また、復興道路は整備計画延長359キロメートルに対して供用中が123キロメートル、34%となっております。

7ページをごらん願います。岩手県内で国が整備する復興道路及び復興支援道路の概要図となっております。国の復興リーディングプロジェクトとして整備が進められており、11月29日には三陸沿岸道路吉浜道路3.6キロメートルが、12月5日には東北横断自動車道釜石秋田線遠野宮守間9キロメートルが開通予定であり、宮古盛岡横断道路都南川目道路2.6キロメートルを加えた3区間、15.2キロメートルが本年度中に供用開始の見込みとなっております。

9ページをごらん願います。応急仮設住宅等への入居状況ですが、いまだに約2万4,000人の方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされております。県としては、被災者の方々が一日でも早く恒久住宅に移っていただけるよう、市町村と連携しながら災害公営住宅の整備や岩手県独自の持ち家住宅の再建支援などの取り組みを進めております。

10ページをごらん願います。災害公営住宅の進捗状況ですが、県整備と市町村整備の合計となりますが、計画戸数5,876戸に対して着工が70%、完成が32%となっております。

13ページをごらん願います。被災者の住宅再建の状況を試算したものでございます。被災者生活再建支援金の基礎支援金を申請した世帯のうち、加算支援金を申請した世帯と災害公営住宅の完成戸数を加えた数を住まいの再建を開始した世帯とみなしますと、その割合は52%となっており、約半数の世帯が住宅再建していると想定されるところでございます。

15ページをごらん願います。学校の復旧状況ですが、平成27年3月に県立高田高校の校舎が完成し、被災した県立学校の全ての復旧を終えたところであり、引き続き市町村立小中学校の早期復旧を支援してまいります。

16ページをごらん願います。水産業の再生ですが、漁船や養殖施設の復旧は、平成27年度末までの全体目標をほぼ達成しているほか、水揚げ量は震災前3年間の同期平均の8割程度まで回復しております。

17ページをごらん願います。商工業の再生ですが、グループ補助金につきましてはこれまで126グループ、1,303者が採択となり、施設設備の復旧整備が進んでおります。

19、20ページをごらん願います。これまで説明してまいりました海岸保全施設、道路、災害公営住宅などの住民に身近な資本整備の進捗状況について、平成26年度までの実績と今後の見通しをお示ししております。平成27年度末においては、海岸保全施設で約5割、宅地供給区画数で約4割、災害公営住宅で約6割の進捗率であり、復興はまだ道半ばという状況にございます。

21ページ、22ページをごらん願います。平成27年度末の災害公営住宅、面整備、海岸保全施設の整備見込みについて、市町村ごとの状況を示したものです。沿岸北部と沿岸南部とで被災の程度により進捗状況に差が出てございます。

次に、復興の現状と課題についてですが、少し飛びまして26ページをごらん願います。

ことし8月に実施いたしましたいわて復興ウォッチャー調査ですが、生活、地域経済、災害に強い安全なまちづくりに係る復興の実感について、回復した、やや回復したとの回答の割合から、あまり回復していない、回復していないとの回答の割合を差し引いたものを時系列で示したものです。被災者の生活回復度、被災地の地域経済回復度については、上の二つの折れ線グラフ、青と赤でお示ししておりますが、平成24年の調査でプラスに転じて以降、横ばいから緩やかな上昇傾向となっております。また、下の折れ線グラフ、黄緑でお示ししておりますが、災害に強いまちづくり達成度については、数値が依然マイナスとなっておりますが、少しずつ改善の傾向がございます。

27 ページをごらん願います。ことし8月に実施いたしました被災事業所復興状況調査ですが、調査対象事業者のうち再開済、または一部再開済と回答した事業者は75.3%となっております。産業分類別では、建設業が91.3%と最も割合が高く、卸売小売業が72.3%で最も割合が低くなっております。

28 ページをごらん願います。被災事業所が現在抱えている課題ですが、顧客、取引先の減少、業績の悪化、雇用・労働力の確保の順に割合が高くなっております。

29 ページをごらん願います。復興の進捗に伴う課題への対応について御説明いたします。まず、被災者に寄り添った生活の再建についてですが、応急仮設住宅等での生活の長期化、災害公営住宅への入居や高台団地への移転など、被災者の環境等に応じた支援が必要となっており、応急仮設住宅の修繕や被災者の心と体の健康問題への対応、新たなコミュニティーの形成への支援などを行っていくこととしております。

30 ページをごらん願います。被災地における産業再生についてですが、被災地の人手不足やまちづくり事業の進捗に伴う商店街の再生、にぎわいの創出が必要となっており、漁業就業者などの担い手の確保、育成対策や水産加工事業所等に対する支援策、土地区画整理事業予定地域等における商業施設等整備の支援などを推進していくこととしております。

31 ページをごらん願います。復興に関わる人材の確保についてですが、復興まちづくり等のハード事業を担う技術者など、復興事業の進捗に合わせた人材確保が必要となっており、任期付職員の採用や地方自治体から職員派遣の要請などを行い、被災市町村への職員派遣を継続するほか、被災市町村みずから任期付職員の採用や再任用等によるOB職員の活用を行うなどの人災確保の取り組みを推進していくこととしております。

32 ページをごらん願います。東日本大震災津波復興特別委員会世話人会からの御要請によりまして、内陸部に避難された被災者の現状と今後の支援策について御説明を申し上げます。現状ですが、県内の内陸に避難されている被災者の方は、8月末現在で3,467人、県外に避難されている被災者の方は、8月末現在で1,594人であり、それぞれの内訳は33ページ、34ページに記載のとおりとなっております。

35 ページをごらん願います。内陸及び県内に避難されている方で、再建方法が決まっていない2,416世帯に対し、ことしの1月から2月にかけて住宅再建に係るアンケートを実施した結果ですが、住宅再建が未了の方1,374世帯のうち、沿岸地域での居住を希望され

ているのは269世帯、19.6%、内陸又は県外での居住を希望されているのは716世帯、52.1%、未定又は未回答が389世帯、28.3%となっております。

36 ページをごらん願います。現在の支援状況ですが、(1) から (4) に記載のような支援を行っているところでございます。このほかにも、内陸の市町においてそれぞれ独自の支援が行われております。

37 ページをごらん願います。今後の支援策についてですが、現在行っている支援を継続するとともに、特に再建方法を決めかねている方に対しては、生活設計をアドバイスするファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を行うほか、内陸での災害公営住宅の建設について、沿岸市町村等との協議を進めてまいります。

最後に、長期的な視点に立ち、三陸の復興の姿をつくり上げていく三陸創造プロジェクトの取り組み状況について御説明します。39 ページをごらん願います。さんりく産業振興プロジェクトですが、生産性の向上や高付加価値化の推進、新産業の創出や産業を支える人材の育成・確保などを図ることとしており、カイゼンの導入、起業の支援や地域再生営漁計画の実行支援などに取り組んでおります。

40 ページをごらん願います。新たな交流による地域づくりプロジェクトですが、三陸ジオパークの世界ジオパーク認定を視野に入れた取り組みの推進を初め、教育旅行や企業研修の誘致などに取り組んでおります。ことし7月に釜石市の橋野鉄鉱山が世界遺産登録されたところであり、今後の取り組みに弾みをつけたいと考えております。

41 ページをごらん願います。東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクトですが、震災の風化も懸念されることから、震災津波関連資料の収集活用、津波復興祈念公園の整備、学校における防災教育の推進などに取り組んでおります。

42 ページをごらん願います。さんりくエコタウン形成プロジェクトですが、公共施設などの防災拠点への再生可能エネルギーの導入促進、風力発電導入構想の実現に向けた取り組み促進、木質バイオマスの活用などに取り組んでおります。

43 ページをごらん願います。国際研究交流拠点形成プロジェクトですが、I L C 実現へ向けた取り組みのほか、研究成果の地域還元や釜石沖の海洋エネルギー実証フィールドの利用促進と地域産業の振興に取り組んでおります。

説明は以上でございます。県といたしましては、市町村、国と連携しながら、引き続き復興に邁進してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取組について、質疑、意見等はありませんでしょうか。

○小野共委員 1点質問させていただきます。30 ページの被災地における産業再生のところなのですが、水産加工業の構造改革特区についてです。

この4月に10事業所が申請して、県内で認定されたのが1社だけという話でありました。先日その加工業者の所へ行って、少し話をさせていただいたのですが、かなりがっかりしておりまして、この人手不足の状況の中で、やはり外国人枠について、もっと何とかして

ほしいという話でありました。まず、マスコミ報道等を見る限り、なぜその10社のうち1社しか認定されなかったのか、その原因は発表されていなかったようですけれども、これをどういうふうに分析しているのかということと、今後さらに特区の申請についてどのように考えているのかということについて聞かせていただきたいと思います。

○高橋産業再生課総括課長 水産加工事業所に関する人手不足の関係で、外国人技能実習生の枠の拡大に係る構造改革特区についての御質問でございます。

小野委員の御指摘のとおり、10社について1月に申請があり3月に最終的に国に申請をさせていただきましたが、うち1社だけが認定された状況でございます。国からは具体的な要因についてはお示しされておられません。構造改革特区の要件として、過去3年間において事業者、または外国人の方をあっせんする管理団体において不正の事案がないことが示されておりまして、そういったことから考えますと、残念ながら申請を調整した10社のうち9社については管理団体、もしくは事業者のほうに、例えば外国人技能実習生の失踪などの不正の事案があったものと認識しております。

そういったことから、残念ながら1社だけということになりましたが、実はその後、また各事業者などから希望、要望をお聞きし、いろいろ申請に向けて調整をしておりますけれども、残念ながらどうしても管理団体または事業者に不正の事案があることが確認されたものですから、現在まだ認定については1社だけにとどまっているところでございます。

以上、構造改革特区につきましては、毎年3回ほど申請のチャンスがございますので、今後も引き続き県といたしましては、要望がある限りは申請に向けて調整をしたいと思っておりますが、一方で管理団体等における外国人技能実習生の失踪等の不正事案があるということもございます。そちらについてまたいろいろと調査をするほか、要件では過去3年間となっており、時間の経過でそういった問題が解消されるかもしれないということもございますので、引き続き申請に向けて事業者の要望に応じて検討してまいりたいと考えております。

○小野共委員 そこからだと思うのです。聞くところによると、中国人、あるいはアジアからの外国人が失踪している事業者が同じグループにいと、そのグループ全者が落選したという話も聞いておりますので、まずそこから、その仕組み自体をもう少し緩和してくれないかという要望から始めるべきだろうと思います。年に3回の申請ということでしたけれども、また同じことをやっても同じ結果になるのだろうと思います。その辺を緩和する運動なり、働きかけを同時にしていっていただきたいと思ひますし、あと今回構造改革特区、50人以下の事業者でした。既に皆様御存じのとおりでありますように、沿岸被災地では50人を超える加工業者が多いものですから、50人を超える加工業者の規制の緩和、受け入れ枠を3人から6人にするとといったことも同時にやっていただきたいと思ひます。もう一回答弁をお願いします。

○高橋産業再生課総括課長 小野委員の御指摘のとおりだと県としても考えております。

6月、7月に行いました予算要望などにおきましても、県といたしましても、例えば管理団体が一括で不採択にするのではなくて、事業者がよければ要件を満たすことにしてくださいといったようなことですか、あるいは事業者とか管理団体の責めに帰さない場合は要件を満たすことにするといったような構造改革特区の要件の緩和について国に要望してございまして、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

それから、現在構造改革特区の前提となる外国人技能実習生の受け入れについての本体制度について、この3月に国が法改正の法案を提出してございまして、まだ審議には実質的には入っていないと聞いておりますけれども、法案が成立する状況になれば、例えば現在50人以下の事業者は1年間に受け入れ枠が3人ということでございますけれども、それが段階的に30人以下が3人、40人以下が4人、50人以下が6人といったように制度の拡充も検討されていると聞いてございます。また、今3年間の期間でございますが、それが優良な団体であれば5年間に延長することなども検討されていると聞いてございますので、法案の早期の成立についても要望してございます。そういったことも注視しながら進めてまいりたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 災害公営住宅の関係でお聞きしたいと思います。

入居率がどのぐらいになっているのか。住戸があいている状況もあります。今後入居促進に向けて、県はどのような取り組みをしようとしているのかお伺いしたいと思います。

それから、応急仮設住宅もあいてきているのだらうと思っています。やはり災害公営住宅が整備されて、またさらに持ち家の再建も進んでくると、応急仮設住宅もあいてくると思います。市町村によっては、その集約化を進めようとしておりますが、これが進まない現状もあるようですので、その辺のところをどう捉えているのかお伺いいたします。

○**勝又建築住宅課総括課長** 災害公営住宅の入居率についてですが、ことし9月末現在で、県全体で88.5%ということになっております。この空き住戸についての改善策ですけれども、引き続き災害公営住宅の募集をしていることをアピールしていくことと、それから今年度から県で災害公営住宅の入居相談会というものを行っておりまして、その場で家賃はあなたの収入だとこれぐらいになるですとか、あと入居してからの生活はこういう生活になりますというような丁寧な説明をしていきながら、入居の促進に努めていきたいと思っております。

○**小笠原生活再建課総括課長** まず、応急仮設住宅の空き状況についてでございますが、8月31日現在で供給戸数1万3,637戸に対し入居戸数は8,869戸と、入居率は65.2%となっているところでございます。

次に、集約化についてでございますが、現在宮古市よりも南の市町に対しまして、集約化計画の策定を依頼し、既に三つの市町におきましては集約化計画を策定したところでございます。残りの三つの市町につきましても現在意向調査を進めておりまして、年度内に集約化計画を策定する予定でございますが、移行を決めかねるですとか、あるいはなかなか相手とコンタクトがとれないというような状況もございまして、苦労しているという状

況と聞いております。

○工藤勝子委員 やはり災害公営住宅が完成されて、入居率の悪いところというのは、割と病院とか商店街から遠い不便なところという状況があるようでございます。そういう部分の交通手段についてどのように考えていらっしゃるのか、それがちゃんと充実していらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、今後、順次、災害公営住宅が建設されて入居が進んでいくのだろうと思っておりますけれども、現在の建設にかかわる入居希望状況はどのようになっているでしょうか。被災者の方々も持ち家に再建したほうがいいのか、それから災害公営住宅に入ったほうがいいのか、かなり揺れている方々も多いと伺っておりますが、その辺の入居希望状況はどうなっているのかお伺いします。

○大坊地域振興室交通課長 ただいま被災住宅からの交通のお話ございましたけれども、これについては二つあると思っております。まず遠距離、いわゆる我々広域幹線的なバス路線と言っておりますが、こういった幹となる路線につきましては、国と県とでしっかりと協調して補助してこれを支えるということで、まずは幹をしっかりと整えるということをやっております。

あともう一つでございますが、その地域内で例えば医療施設であるとか、商業機関であるとか、こういうところに日常の足で使うということにつきましては、国の特定被災地域公共交通調査事業がございまして、バスの路線の設定や実際のコミュニティーバスの走行などの実証試験に対し、上限額6,000万円の定額となっております。今、これで沿岸の10市町村でそれぞれ応急仮設住宅などからの交通を確保しております。県でも県単独の補助でいろいろな地域内交通について支援する制度もございますので、こういったものでしっかりとこれからも支えてまいりたいと思っております。

○小笠原生活再建課総括課長 応急仮設住宅にお住まいの方の再建の意向につきまして、9月末現在でまとめりましたので、これについて御報告させていただきます。

まず、住宅を自立再建で建てたいと希望されている方が8,353世帯のうち3,862世帯、46.2%、災害公営住宅を希望されている方が2,845世帯、34.1%となっております。また、未定とか訪問してもコンタクトがとれないというのが751件、9%ございます。

なお、まだ一部市町村におきましては意向調査がまとまっていないところもありますので、それを除いた数字ということで御了解いただければと思います。

○工藤勝子委員 それでは、現在、災害公営住宅に入居された人たちからアンケート等にとっていらっしゃるのでしょうか。その点について、きょうの説明にはなかったと思います。例えば、災害公営住宅に入居されて、今度は家賃が発生しているわけです。そういう関係のことですとか、それからコミュニティーの関係、それから生活支援相談員などの支援などの状況について調査されているのか。もし調査されているならば、そういういい面をもっと広く宣伝する必要もあるのではないかと思いますので、どうでしょうか。



○**勝又建築住宅課総括課長** 入居されている方への網羅的なアンケート調査というのは行っておりません。ただ、管理人の方ですとか、あとそれから個別に広域振興局、それから指定管理者に相談とか要望というのは上がってくることもあります。やはり家賃というよりも共益費が高くて困っているなどの要望については個別に把握をしております。

○**工藤勝子委員** いわて復興ウォッチャー調査などのさまざまな調査をやっていますけれども、これからそういう調査もかなり必要になってくるのではないかと思います。その件については、県としてどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、この前の東日本大震災津波復興特別委員会でもお話ししましたが、事業者の状況であります。きょうの資料の28ページを見ても、前回より悪くなっていらっしゃるんですね。事業者が再建されて非常にいい状況があると思う反面、例えば顧客とか取引先の減少とか販路の喪失や業績の悪化などで悩んでいる人が多いということです。特にも業績の悪化と答えた人が41.3%もあるということは、非常に経営的に厳しい状況ではないかと思っているところであります。県として、この販売などに対してどのような相談窓口を開いて支援されているのか。一生懸命事業に対していろいろ特区を使ったりして再建させるのはいいのですが、その後のいろいろな部分で状況が悪いということは、非常に苦労されているのではないかと思います。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○**石川復興推進課総括課長** いわて復興ウォッチャー調査につきましては、沿岸にお住まいの方、それから沿岸で働いている方、約150名の方に定点調査の形で、同じ方に2回調査を行っているところでございます。生活の回復度に対する調査ということで、グラフにあらわせるものもございしますが、自由意見ということでさまざまな御意見を頂戴しているところでございます。そういった意味で、今、災害公営住宅にお住まいになっている方々はどんなお考えをお持ちなのか、それ以外の形でもいろいろな形でお話を伺ってまいりたいと考えてございます。

○**小笠原生活再建課総括課長** 災害公営住宅等に入居された後のケア、状況把握等の問題でございしますが、県といたしましても災害公営住宅に入居、あるいは住宅を再建したということをもって完了とは考えておりません。例えば生活支援相談員ですとか、市町村が雇用しております支援員が転居後も訪問して状況確認していることもございますので、引き続き課題を抱えている世帯に対しましては、ケアをできる体制を整えてまいりたいと考えております。

○**高橋経営支援課総括課長** 復旧した事業者の支援についてですけれども、県ではそういった復旧後の経営の再建への支援のために専門家の派遣ですとか、商談会、販路開拓のアドバイザー等を設置しております。専門家につきましては商工団体と連携して、沿岸現地の商工会議所にアドバイザーをそれぞれ配置しておりますし、岩手県商工会連合会やいわて産業振興センターにもそういうプロモーター等販路開拓にかかわる専門の相談員を置いて相談に対応しております。

それから、そういう販路の開拓や回復のために、各地で沿岸部に専門家が行って商品開発の支援をするとか、バイヤーの方々を招いて商談会を行うなど、企業訪問と、それから相談対応など、それぞれで対応をしております。

○**工藤勝子委員** とにかく再開、再建したことはいいのですけれども、なかなかこういう問題を抱えていることに対して、もっと真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

時々、被災地に行っても、今、おおふなと夢商店街などの仮設商店街がありますけれども、私が行くときは非常に閑散としている状況でありまして、この仮設商店街の経営状況をどう捉えていらっしゃるのかと思っております。仮設でありますので、今後は造成されたところに新たな商店を自分たちで建設しようというところなのだろうと思っておりますけれども、ここで資金をある程度得るような形でないと、次の再建が非常に難しいのではないかと思います。特に人口減少問題もありまして、私たちの年齢になると余り物は必要でなくなってしまう。どんどん若い人たちが少なくなっていくことは、結局、商品を余り必要としない人たちだけが残ることになるわけです。そういう中で、今後非常に厳しい状況と思っております。その辺のところをどう捉えているのか。

今、それぞれがみんな車を持ちました。車で買い物に出ます。遠野市には、沿岸の人たちが結構おいでになっています。ですから、遠野市はある程度沿岸の人たちの支援もあって、潤っている部分もあるのですけれども、復興関係の調査、支援で沿岸に行く人たちも年々少なくなっている状況でありますので、やはり地元の商品を地元の人たちが買い求めるような方向でないと仮設商店街の状況は厳しいと思っております。仮設商店街で頑張っている人たちをどう考えていらっしゃるのかについてお聞きしたいと思っております。

○**高橋経営支援課総括課長** 仮設店舗で営業していらっしゃる店主の状況についてですけれども、今県内で仮設で御商売されている方々は、商業、サービス業など主に577事業所になっております。こういう事業者の方々は、本設移行を今検討されているということで、実際、宮古市の田老地区や鉾ヶ崎地区では今年度グループ補助金を採択して、今実際に今年度から着工に向けてそれぞれ計画を進めているところです。

こうした各地の商店街の皆さんは、単に建物を復旧するというだけでなく、そういう地元のメンバーが集まってどんなイベントをしようとか、これからお客様に対してどういったサービスを提供していこうかということなどを一生懸命検討して、例えば御用聞きもできるのではないかとといった形でさまざまな対応を考えながら復旧に向けて取り組んでいます。各地でもそういった形で取り組みを進めておりますので、我々としてもそれを支援したいと思っております。

仮設で営業されている方々は、基本的に市町村が管理している施設に入っておりますので、今のところは固定費などの大きな負担はないのですけれども、確かにお客様がなかなか来てくれないと売り上げが出ないものですから、そこにつきましては仮設の皆さんが集まってのイベントなどといった形で取り組みをしていますので、そういった取り組みを引き続き支援していきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** 今年度、沿岸の人口減少が著しいというような新聞報道もありましたけれども、そういう中において新たに沿岸から県外、内陸部に出られた人数、さらには復興を応援したい、事業を再開したい、やはり被災地でもう一度海を見ながら暮らしたいといっって沿岸に戻られた方々の人数を把握されていればお知らせ願いたいと思います。

○**小笠原生活再建課総括課長** どのように被災者の方が動かれたかについてですが、例えばみなし仮設住宅を出られるときに、どちらにお住まいになられますかということもお聞きはするのですが、回答いただけるのが6割程度でございます。したがって、どのように動かれたかというのは、正直申し上げまして把握しかねているというのが現状でございます。

なお、住宅再建で申しますと、被災された市町村以外の市町村に住宅を再建された方が8月末現在で、1,200件程度、約2割程度だったと記憶しておりますので、沿岸部の他の市町村に動かれたことも含めた数字になりますが、大体2割程度の方は被災された市町村から移動されているという状況でございます。

○**工藤勝子委員** 今出られた方が2割ということで、では沿岸に戻った人たちの数は大体わかりますか。

○**小笠原生活再建課総括課長** 結論を申し上げますと、わかりかねるところでございます。つまり沿岸に住所を残して、そのまま内陸に一時避難されて、そのまま戻れますと、そういったことを申告していただかない限り、市町村としても把握できかねますので、申しわけございませんが、そういった数値は把握しかねているというのが現状でございます。

○**中村復興局長** 今、小笠原生活再建課総括課長が申し上げたのは、被災者に限定したお話ですが、沿岸市町村では住民基本台帳で転入、転出は押さえております。ただ、例えば陸前高田市からほかに何人出たとか、陸前高田市に何人入ったというのは押さえているのですが、そちらのベースでは、逆に被災者と被災者以外という区分けはされていないということがございます。今こちらで住民基本台帳上の市町村ごとの実数は持ち合わせていないので、具体的な数は申し上げかねますけれども、市町村ごとの出入りについては、毎月ごとに押さえられてはいます。それを見た私の印象としては、いずれ震災直後、沿岸市町村から外に出られる方がかなり多かったです。しかし、それは今かなり鎮静化してきておりました、震災前よりも逆に少し転出者の数は減ってきている状況だと認識しておりますし、一方復興関係で復興支援ないしはNPO、その他の方を含めて外からいらっしゃっている方も一定数いますので、今そういう意味で差し引きについては震災前の流出から流入を差し引いた流出数よりは若干割合としては減ってきている状況ではないかと考えています。

○**佐々木順一委員長** この際、高橋産業再生課総括課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋産業再生課総括課長** 先ほど小野委員からの御質問に対しまして答弁をした際に、数値の誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、現在国で検討されている外国人技能実習生の制度の見直しについて、30人以下、40人以下、50人以下というようなことでお話し申し上げましたけれども、今国で検討されている見直しにつきましては、30人以下については1年間で3人、31人から40人の事業者であれば4人、41人から50人の事業者であれば5人までということで、段階的に受け入れ枠を拡大することが検討されているということでございます。大変失礼いたしました。

○**森政策推進室調整監** 沿岸市町村の人口の増減について、私から統計の数値を御説明させていただきます。

震災前、平成23年3月1日現在と、それから4年たったことしの4月を比べますと、沿岸全体で9.4%、2万5,000人強ほど減っております。この人口の移動の中身なのですが、我々は事由ではなくて年齢階層別では押さえております。それによりますと、一部20歳代前半、それから65歳以上の区分ではふえておりますが、そのほかの年齢段階では減っているという状況になってございます。

○**嵯峨老朗委員** 何点か質問させていただきます。

きょうの資料についてです。題名からして東日本大震災津波からの復興の取組状況についてということで、全体の構成から見て、私の印象ですけれども、課題の抽出、指摘がもっとあればと思いながら見ていました。復興実施計画の基本原則であります安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の3点について、中村復興局長から見て実感としてどういったものを今課題として受けとめているのでしょうか。現在、震災から4年7カ月がたって、常に状況は動いておりなかなか一口では言い切れないと思いますけれどもお聞かせ願いたいと思います。

○**中村復興局長** 先ほど大友副局長から御説明した部分でも、総括的に幾つか課題についてはお話をさせていただきました。今嵯峨委員からお話のあった大きく三つの原則に基づいた課題の認識ということでございます。

一つ、安全の確保につきましては、今、防潮堤の建設ですとか道路関係の整備等、いわゆるハード的な事業を中心に進めているわけですが、一つは工事関連でのいろいろな資機材の高騰の問題でありますとか、工事の前提としての用地の確保の問題などが挙げられようかと思えます。

また、工事の進捗そのものについても、これは沿岸の被災者の方を含む住民の方々にやはり定期的にしつかりと今の状況を御説明していくこともより丁寧に行っていく必要があると考えております。

暮らしの再建については、災害公営住宅につきましても一定程度新整備が進んできておりますし、応急仮設住宅からそちらに移られる、ないしは自力再建で御自宅に入られる方もふえてきてございます。一つは、そういった方々の新たなコミュニティーづくりが課題として挙げられておりますし、一方でまだもう少し応急仮設住宅での生活が想定をされるという方々もいらっしゃいますので、先ほどもお話が出ましたが、応急仮設住宅をやはり

計画的に集約をしていく必要があるのだろうと考えてございます。ただ、これについては今既に応急仮設住宅に入っている方に転居をしていただくというところが伴いますので、なかなかそういう御不便をおかけするというところもあるので、応急仮設住宅に入っている方の御理解を十分にいただきながら進めていかなければならないことが課題としては挙げられると思います。

また、震災から4年7カ月余りということで、被災者の方々には、心の面なり、体の面を含めての健康面でいろいろな問題をかなり抱えている方も一定数いらっしゃると思いますので、そういった方々により丁寧なケア、フォローをしていく必要があるのだろうと考えています。

それから、なりわい再生の関係では、一つは漁業者ないしは水産加工を初めとした事業者の方々ややはり担い手なり、従業員の確保にかなり御苦労されているといったことがありますし、先ほどもお話が出ましたが、事業者の方々が、要するに上物は整備されたのだけれども、実際に販売や顧客開拓の面で依然としてかなり苦労をされていることがありますので、そういったところについても我々としても引き続きしっかり対応していく必要があるのだろうと考えています。

○**嵯峨耆朗委員** それぞれ知事演述でも詳しく触れられたものです。課題等の指摘については、私もそう思っていて見えていました。

ただ、私が思うには、せっかくの東日本大震災津波復興特別委員会ですから、私は現状報告というのは、それはそれでいいのですけれども、例えばこれを見ていると、なりわいの再生でも取り組み方針ということで漁業就業者など被災地の担い手の確保、育成対策を推進することや、水産加工事業所等に対する支援策などと書いていますけれども、これはもうみんな知っているわけです。担い手を確保する、育成しようと今しているはずですが、その上でどういった課題があるのかといった深掘りが必要ではないかと私は思っていて、今回の報告を見ていました。

先ほどの小野委員の質問もそうだと思うのですが、50人以下ではなくて、もっと多い事業所でどうなのか、そういったことを働きかけしてほしいという意味合いもあったと思いますが、それについての国に対しての方向性とか働きかけについての話はありませんでした。いずれ、もう課題は書いてあるとおお体わかっているわけです。それを進めていく上でどういった課題があるのか、これをどう解決していくのかというところまでぜひ深掘りして、こういった場面で説明すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○**中村復興局長** 嵯峨委員の御指摘については、真摯に受けとめたいと思っております。時間の関係もありますので、逐一のお答えはなかなかできかねるところもあるのですが、一つ嵯峨委員から今お話ありました50人以上の事業者に係る外国人実習生の関係についても、これは一応国のほうで今法改正についても検討して、さきの通常国会では成立には至らなかったのですが、恐らくまた次の国会にも提案をされて、審議されるのではないかと考えていますので、我々としては何とか50人以下だけではなくて、50人以上の大きな

事業所を含めて、そういった制度ができるだけ改正をされ、枠が拡大されるような働きかけをしてまいりたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** ぜひお願いしたいと思います。私がなぜこういうことを言うかという、別に細かいことを説明してほしいというわけではなく、視点として、もう震災から4年7カ月がたっているわけですから、現状についてはいわて復興ウォッチャー調査においても、もっと方向性はこうだということを被災地、被災者の皆さんに説明するだけでも、恐らく意識が変わっていくと思います。私の地域でも家は建っていないけれども、2年先か1年先かわからないけれども、でも方向性は見えているというだけで、前向きになるのです。安心しております。意識としてはそういったことが大事だと思っているのです。もう全く見えないというのは最悪で、今すぐにはないけれども、確実に1年後にはこういうふうな家が建つ予定だとか、新しい住戸に入れるのだというような面が住宅だけではなく多々あると思います。それだけでも被災者の方々の意識は変わってくると私は思っています。明確に方向性を出せるものは説明していく努力をすべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど課題の話もしましたが、これから決算特別委員会もあります。現状と方向性は大体もうわかってきております。それぞれの課題については、もちろん各部局の対応で、我々は部局別審査等でも聞くことになるかと思えますけれども、この東日本大震災津波復興特別委員会を通じてぜひ把握しながら共通認識としていくようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○**中村復興局長** ただいまの嵯峨委員からのお話は、そのとおりだと私も思います。一つは、具体の事業の進捗については、被災者の皆様にしっかりと今どういう状況にあって、何年後ぐらいに、例えばその事業が完成をするのかといったことを丁寧に説明することによって、被災者の皆さんがいろいろ計画を立てられるということにつながると思いますので、そこは留意しながら進めてまいりたいと思います。また、それぞれの課題についても深掘りしながらというお話を頂戴しましたが、そこはよりきめ細かく、我々としてもしっかり分析しながら、具体の施策につなげていくようにしてまいりたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 恐らく復興局のあり方そのものにもかかわってくると思うのですけれども、各地域で具体的な問題、課題がそれぞれ個別的なものになってきていると思います。例えば、漁協を中心とした水産業の復興という話もあるけれども、大槌町など、まだ漁協の建物も建っていないところもあるわけです。そういったところもあれば、もう完全に施設的には復旧しているところもあります。そういった意味だと、極めて個別的な各部局的な問題になってきているのではないかと考えているのです。ですから、復興局で全てを把握するというのは恐らく不可能でしょうから、これからの復興局のあり方も含めて考えていく機会だと思います。むしろ各部局に課題を、人も含めてですけれども、手厚くしていくことによって、より進んでいくのではないかと気がしております。何か御意見があり

ましたらお願いします。

○**中村復興局長** 嗟哉委員がおっしゃるとおり、確かに震災から今4年7カ月が経過し、先ほど大友副局長の説明にもありましたけれども、それぞれ市町村によってかなり計画の進度に差が出てきているというのも事実でございます。ですから、それぞれ市町村ごとに抱えている課題が、個別課題がふえているというのも、また事実でございますので、復興局では、私も定期的に市町村訪問をして、首長を初めそれぞれの市町村の課題等をお伺いする機会もございますし、あとそれぞれ職員がまた定期的に回っておりますので、そういった課題については、しっかり庁内関係部局が共有をしながら対応に当たってまいりたいと考えております。

○**福井せいじ委員** 実は、先週ショッキングなニュースがありました。それは、横浜市のマンションの基礎の問題でありました。かたい地盤に基礎が届いていなかった、あるいはセメント、コンクリートの虚偽報告があったということなのですけれども、私は住宅建設用地の盛り土の件でお聞きをしたいと思います。

一つ、基礎としての十分なかたさの確保ができているのか。これは、盛り土地域への建築の関係であります。

もう一つは、地盛り境への建築について、やはり基礎のかたさの違いが出てくるのではないかと。ここら辺の対応については、いかに考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。これについては、実は被災地の方からの心配があつて、問いかけがあつたことでありますが、いかがでしょうか。

○**千葉都市計画課総括課長** 盛り土の十分な締め固めと切り盛り境の転圧方法等の御質問でございますが、復興まちづくりを進めている市町村におきましては、宅地造成に当たって国土交通省の宅地防災マニュアルとか、公益社団法人日本道路協会の道路土工指針といった各種基準を参考にいたしまして、現地の状況に応じてボーリング等の地盤調査とか盛り土材料の土質試験を行うとともに、盛り土材の敷きならしの厚さですとか締め固め等について適正な施工管理を行っているところでございます。また、住宅を再建される被災者の方々に安心して住宅再建をしていただくために、宅地の地耐力の情報提供や工事の内容についてわかりやすく説明しているところでございます。

県としても、市町村に対しまして再建者への丁寧な情報提供とか、相談対応を行うよう指導、助言を行っているところでございます。

○**福井せいじ委員** そういった説明についてはわかりますが、実際に住宅再建をする方から、こういった心配とか、質問等の有無についてお聞かせいただきたいと思えます。

○**千葉都市計画課総括課長** 質問等の有無についての御質問でございますが、県といたしまして聞いているのは、陸前高田市から1件そういった声があると認知しているところでございます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。それで、今回こういった横浜市等の事件があつて、私は現在の地盤のかたさということも必要なのですけれども、今後時間の経緯とと

もに、地盤にいろいろな変化があるのではないかという懸念も起きていると思うのであります。

そこで、万が一そういったことがあったときの責任の所在というのはどうなるのかということをお聞きしたいのですが、一つは個別の住宅の建築業者、そしてまたあるいは盛り土の土木業者、あるいは盛り土した場合の発注者としての行政、そういった3者の関係者があると思うのですけれども、こういった補償や責任の所在については、当局はどのようにお考えでしょうか。

**○勝又建築住宅課総括課長** 防災集団移転等の住宅再建の全般についてお答えをしますと、まず一義的には住宅を建てる場合には建設業者、または設計者のほうで地盤調査を行うことになっております。ですので、例えば防災集団移転の事業主体は市町村ですけれども、そちらのほうできっちりと地盤の管理をしながら盛り土をしたということであれば、その先というのは引き渡しを受けたお施主さんのほうで発注をする工務店で地盤調査をきっちりとやるということになりますので、その地盤調査のやり方がまずくて家が傾いてしまったということであれば、これは設計者なり工務店が責任をとるということになります。

逆に、市町村のほうでやっている事業のほうで問題があるということであれば、一義的にはその土地を販売した市町村のほうで対応するということになります。

**○福井せいじ委員** わかりました。それぞれの時点、建築時点、建設時点においてのそういった責任の所在というのは、今御説明いただいたのですが、時間の経緯というのはどのように施主としては考えたらいいかお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○勝又建築住宅課総括課長** 責任関係で言うと、時間がたったとしても今のような責任のとり方になってきます。あと、一般論でいいますと、地盤関係で悪さが出てくるというのは、これは大体家を建ててから半年、それから長くても2年ぐらいです。家が建って地盤が圧密沈下をしますので、大体2年を超えてから家が傾いたとか、そういうのはよっぽどな、特殊な事情がない限りはないと思います。

**○福井せいじ委員** わかりました。今自分の家を建てる方にとっては、非常に地盤などについてはやはり神経質になるのではないかと考えております。そういった意味では、しっかりとした御説明なり対応をしていただきたいと思っておりますし、また切り盛り境については、やはり非常に問題が出てくると思っておりますので、ぜひとも補償、責任の所在をしっかりと御説明いただきたいと思っております。中村復興局長、何かこの点についてありますか。

**○中村復興局長** 今、福井委員からお話しあったように、そういったことは十分に徹底をしながら、できるだけそういった事態が起こらないような対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○斉藤信委員** 最初に、被災地の交通確保について、先ほど議論があったので、私もお聞きしたいのだけでも、特定被災地域公共交通調査事業により上限6,000万円で10市町村が活用しているとのこと。ただ、きのうの新聞で、これは田野畑村ですが、デマンドタクシーも今年度で国の補助が打ち切れ、バス運行と合わせて約2,300万円は来年度以



降村が負担しなければならないとあります。私はきのう山田町に行ってきましたけれども、山田町は通院バスをかなりの本数無料で運行しているのです。もちろん各市町村は応急仮設住宅と病院を結ぶとか、仮設商店街を結ぶなどかなりきめ細かなことをやっています。これについては来年度以降、6兆5,000億円の財源が確保されたのだけれども、5年間継続するのですか、しないのですか。そこを最初にお聞きしたい。

**○大坊地域振興室交通課長** ただいまお話しがありました6,000万円上限の事業と申しますのが国の調査事業でございます、特定被災地域公共交通調査事業というものでございます。これにつきましては、沿岸の12市町村を対象といたしまして、先ほど御説明いたしました応急仮設住宅と医療機関、商業施設などを結ぶ交通を確保するために、ルートの調査であるとか、あるいは実際にそういうバスを走らせてみるとか、こういった実証運行なども支援するものでございます。上限額が6,000万円となっております、平成23年度から始まりまして、実はことし平成27年度までの5カ年事業となっております。来年度以降につきましては、これがないとまちづくりも刻々と変化している中で、非常に住民の皆さんのニーズであったり、あるいは応急仮設住宅の形態であったり等が変わってきますから、まだまだ必要だということで、県からも国に対して継続を要望してまいりましたが、今のところ来年度は継続する見込みであるとの意向が示されてございます。

**○斉藤信委員** 来年度は継続の意向だということで、これは一安心です。

それで、応急仮設住宅と病院を結ぶというのは当然なのだけれども、今、災害公営住宅と病院を結ぶ、商店街を結ぶ路線も必要なのです。大体今建っているところはみんな高台ですから、やはり買い物に行けないとか、病院に行けないとかあるのです。だから、応急仮設住宅とあわせて新しい災害公営住宅と病院を結ぶということもきちっと入れたものにすべきではないかと思うのですが、そういう議論はされていますか。

**○大坊地域振興室交通課長** ただいまお話しがありました点も非常に重要でございます、どんどん高台にいろいろな住宅が整備される中で、一方でお年寄りの方も結構多くなっていて、足腰の弱い方がどうやって移動するかといったような部分ではバス路線であるとか、さらにきめ細かく乗り合いタクシーであるとか、こういう新しい交通手段も入れていく必要があると思っております。そのためにも、こういう国の調査事業というのは非常に有益でありまして、この制度がある間にそういう既存のバスを使うというものに加えて、新しい交通手段、いわゆるデマンドバスとか、タクシーとか、その他もろもろあるのですが、こういったものも組み入れた形で適切な交通体系が検討できるように、地元でも考えていると聞いております。

**○斉藤信委員** あと二つ目に、応急仮設住宅の集約化ですけれども、いまだに応急仮設住宅の6割で1万9,000人ぐらいの方が生活をしているわけです。一方で、災害公営住宅とか自立再建とかということで、応急仮設住宅を抜けていく方々も出ていますが、集約化の計画について、先ほど聞いたら、3市町でつくって、3市町でまだできていないということでした。これは、やはり計画をつくるまでに至らないという復興の状況を反映している

のではないかと思います。県土整備部で、いわば集約化を前提にした大規模改修を、何市町村、何戸でやったのか、これで十分なのか、それは一部なのか、そのことを示していただきたい。

○**勝又建築住宅課総括課長** 応急仮設住宅の基礎の改修について、今始めたところでありますけれども、今年度約5,000戸について行う予定になっています。さらに、それだけでは十分ではありませんので、来年度も引き続き残ったものについて行う予定です。それについては集約計画を踏まえて長期間残るものについて行う予定ですので、来年度の戸数についてはその集約の計画の状況を見てということになります。改修をやっているのは、宮古市以南の6市町ということになります。

○**斉藤信委員** 私は行く先々で聞くのだけれども、災害公営住宅に入った方が、応急仮設住宅のほうがよかったという声はかなりあるのです。一番の問題は、コミュニティーの崩壊です。災害公営住宅に行って、人と人とのつながりがなくなった。もちろん家賃の発生とか、その他ありますけれども、一番は人と人とのつながりがなくなったというのです。これも岩手日報の記事に出たのですけれども、仮設団地の自治会長が、ここまで待っていたけれども、もう限界だということです。自治会長として最後まで頑張っているけれども、自分が住宅を建てられる宅地造成は、あと4年、5年かかるということです。だから、もう限界だと。こんなに待ったら、住宅ローンももらえなくなると。

あともう一つ、応急仮設住宅を渡り歩くのはつらいという意見です。寄せ集めの人間では、コミュニティーの維持なんてできるはずないということです。3年、4年かけてコミュニティーをつくってきたが、また、ばらばらに寄せ集められて、コミュニティーなんかできるわけないと、これは自治会長の声です。

これは要望にしますけれども、応急仮設住宅の集約化というのは本当に慎重にやらないといけないと思います。今は2度、3度コミュニティーが破壊されてきたときに、行政の都合でやるわけだから、私は本当に慎重に被災者に寄り添って対応すべきではないかと思えます。これは問題提起だけにとどめておきます。

それで、災害公営住宅の入居者への支援なのですけれども、その点では、阪神・淡路大震災の教訓をやっぱりしっかり生かすべきだと思います。20年間の1,097人、主に災害公営住宅で孤独死しているのです。去年でも40人です。岩手県は、今災害公営住宅に入ったばかりです。そして、今私が紹介したようにこういう孤立感、こういう気持ちが既にたくさん出ています。だから、本会議でも議論がありましたけれども、思い切って一定の大規模な災害公営住宅には常勤の支援員を配置して、一人一人訪問し、見守り、コミュニティーをつくるまで支援することがやはり必要です。自治会をつくるのは当然だけれども、自治会をつくるのはみんなばらばらになっていた被災者なのです。私は、やはりそれは大変困難な課題ではないのかと思います。そこの支援策というのを本気で県が音頭をとってやるべきではないかと思うのですが、中村復興局長、どうですか。

○**中村復興局長** 前段の応急仮設住宅の集約については、我々もこれは非常に慎重にやら

なければならないと思っておりますが、一方でいわゆる学校グラウンドにかなり応急仮設住宅が建っているという状況があり、子供たちが自分たちの校庭を使えないという状況もありまして、そこは何とか子供たちによりいい環境で伸び伸びと勉学に励んでいただきたいという一方の要請もございますので、そこは十分に丁寧に対応しつつ、何とか集約化についてはしっかり計画どおり進めてまいりたいと思っております。

それから、災害公営住宅に移られた被災者の対応でございますが、これについても本会議等でも申し上げましたが、支援員の配置そのものも、制度上は災害公営住宅にも配置は可能であります。あと、生活支援相談員の方々にも今災害公営住宅のほうも回っていただきながら、被災者の方々をフォローしていただいている状況もありますので、その辺はいろいろなやり方を組み合わせながら、被災者の方々により丁寧に、特に災害公営住宅に移った直後の最初の機会については、まだまだ入居されている方々はお互いが十分知らない同士ということもあり、それをずっと続けることも一方で難しいところもあるので、できるだけ入居している方々がお互いに早く知り合うような機会なり、そういった場を行政としても設定しながら、自分たちが自立的に相互扶助、相互支援できるような体制にも持っていく必要があると一方では考えております。そういったところをしっかりと丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 きょうの新聞では、隣近所のつき合いもなくなったし、応急仮設住宅のほうはまだよかったという声が出ています。何よりも重い鉄の扉が嫌い、寂しいとあります。これは私が釜石市へ行ったときにも言われたのです。災害公営住宅の扉が重いと。もう閉めたときに、刑務所のようなだと。住宅はいいのです。住宅は住み心地いいのだけれども、もう本当に鉄の扉のように重いと言うのです。これはきのう山田町でも聞いてきました。

そして、これは千葉大学の調査なのですけれども、陸前高田市の62人の調査で、困り事の第1位は住民のつながりがないというのが27人、43.5%です。ここをしっかりと受けとめて、本当に一人たりとも孤独死を出さないという先駆的な取り組みを岩手県からやっていただきたい。市町村は、やはり住宅再建、住宅をつくることがまず当面の課題になっているので、つくった後まで、まだ気持ちが及んでいないのではないかと思います。そこに私は被災者との落差を感じるのだけれども、災害公営住宅をつくったから終わりではないので、その後のフォローがこれからますます重要になるということを指摘します。あと最後にお聞きしたいのは、内陸避難者の今後の災害公営住宅についても、知事は内陸の災害公営住宅は検討すると、知事演述でも述べたと思います。沿岸市町村と協議しているとのこと。この協議の状況について、いつごろまでにこういう方向を出すのか、もう震災から4年7カ月なのです。待っている人たちもやはり限界に近づいているのです。だから、そういう意味で、内陸被災者の方々も悩んで苦しんでいるのも事実ですから、こういう方々に新たな住居の見通しを、やはり一定のめどをつけながら示す必要があるのではないかと思います。協議の状況とそのめどについてどう考えているのか。

もう一つは、今借り上げでみなし仮設住宅で生活している人たちから、みなし仮設住宅を自治体として借り上げて災害公営住宅にするというのも方法ではないのかという要望もあるのです。そうすれば、同じ場所で生活できるわけです。こういう手法は既に全国で行われているのです。私は、今のみなし仮設住宅を借り上げ災害公営住宅という形も検討する必要があるのではないかと思うのですが、この2点をお聞きしたい。

**○勝又建築住宅課総括課長** まず、内陸の災害公営住宅の協議の状況とめどについてですが、9月から今月中旬にかけて、沿岸の6市町と、あと気仙沼市に訪問をしまして、意見交換を行いました。内陸へ建てることによって、避難されている方が戻ってこなくなるということについて、やはり沿岸の市町村は気にされていますので、そこについてそうならないような入居の考え方等について、これから市町村との協議を進めていきたいと思っています。

スケジュールなのですが、御理解を十分いただいてからということになりますが、その後内陸の避難者の方への意向調査を行った上で、その上で建設戸数ですとか、建設する場所を考えていくということになりますので、できるだけ年度内には一定の方向性を得たいとは思っております。

それから、みなし仮設住宅をそのまま災害公営住宅にするということについてですが、こちらで把握している限りでは、東日本大震災津波の災害公営住宅でみなし仮設住宅をそのまま借り上げて災害公営住宅にするということは、これは予定がありません。その考え方なのですが、今みなし仮設住宅に入っておられる方、民間の賃貸住宅ということなのですが、広さですとか、築年数とか、そういったものが皆さんばらばらでして、それをそのまま災害公営住宅にするということになると、比較的悪い条件の民間賃貸住宅に入っている方は、ひどいのではないかと、もっといいところに住まわせろという話にもなるかと思えます。そういう公平性の観点で、このみなし仮設住宅をそのまま災害公営住宅にというのは難しいと思っております。

**○斉藤信委員** 内陸部の災害公営住宅については、これは県の調査で内陸または県外での居住希望が716世帯で52.1%と、軽視できない被災者の実態だと思います。

あと、みなし仮設住宅については、これは希望によってやるので、条件の悪いところで引き続きそこを災害公営住宅という話を私はしているわけではないので、やはりできれば今のみなし仮設住宅でそのまま生活したいという被災者の希望もあるのです。それは、そのまま今のコミュニティーが維持されるというメリットもありますから、これはぜひ私は検討していただきたい。

**○田村勝則委員** 資料の32、33、34ページに、内陸避難者の現状と今後の支援策という項目がございます。この3,467人、1,594人の避難者の中で、家族とか本人の意向もあると思えますけれども、残念ながら高齢、あるいは病気等の関係で福祉施設に入所している人もいると思うのですが、それらの統計はとっておられますでしょうか。各自治体との連携もあると思えますけれども、そういう中でそういう方々への情報提供というのをあわせ

てお聞きします。各市町村によっても違うかもしれませんが、地元の情報提供というのはどのようになされているのか。

私が仙台市で聞いてきた老人福祉施設に入所していた人だと、ふるさとの情報について、家族で止まっているという方もいらっしゃるかもしれませんが、なかなか入ってこないということでした。でも、ふるさとの情報については、やはりふるさとで長年生きてきたので、知りたいという思いが強いようでございます。一億総活躍で、活躍したくても、そういうところに入って、なかなか厳しい現状があるということですが、生きる意欲を高める意味でも、地元の情報提供というのは非常に大切ではなかろうかと思えます。その点についてもお聞かせをいただければと思います。

**○小笠原生活再建課総括課長** まず、内陸避難者で福祉施設に入っている方はどのくらいかという御質問でございますが、この資料の33ページの表の内陸の仮設住宅以外というところの1,780人の中には入ってございますが、施設入所者ということでは把握しておりません。

それから、情報提供でございますが、基本的に内陸の方には隔月1回、2,210世帯に対し、そして県外の方に関しては毎月1回、約770世帯に対し、県からさまざまな情報をお送りしております。いろいろ直接お話しを聞きますと、県から送ることのできる情報というのは割と大きな情報でございますが、例えばその方が住んでいた地域の状況がどうなるのか、どこに移るのかといったきめ細かい情報というのは、県から対応はしかねるところもありますので、これにつきましては市町村と連携をとりまして、より細かな情報は市町村から出していただけるように進めてまいりたいと思えます。

**○吉田敬子委員** いわての学び希望基金についてお伺いいたします。

今年度から新たに高校生の部活動のバス支援等も拡充されて、大変うれしく思っております。その中でこれまでこの希望基金は18歳未満の子供を対象にしていますけれども、これまでの4年間の中で18歳に達した子供はどのくらいいるのかお伺いしたいと思えます。その子供たちが就職と就学のどちらかに行っているのかということをお伺いされていければお示し願います。

**○石川復興推進課総括課長** いわての学び希望基金でございますが、18歳までというお話を今頂戴しましたけれども、いわての学び希望基金につきましては、親御さんを亡くした子供たちへの奨学金であり、これは18歳までということではなくて、学びを続けている限り、ですから18歳以上であっても大学生、あるいは大学院まで進学される方については、引き続き御支援を申し上げているという形になってございます。

私どもで何人ということにつきましては、今手元に数字がございません。18歳未満の子供たちの中で、遺児、孤児、両親を失った子供が94名、それから片方の親を失った子供が489名、こういった方々について支援を行っているという形になってございます。

**○吉田敬子委員** 具体的には、18歳に達した子供たちで就学、進学している子供の数について、県は把握していないということよろしいのでしょうか。

○石川復興推進課総括課長 これは教育委員会の事業で行っておりまして、もちろん奨学金を何人の方に給付しているかということにつきましては、そちらのほうで今手元に数字があればお知らせ願います。

○菊池教育企画室特命参事兼企画課長 いわての学び希望基金を受給されている方の進学でございますが、平成26年度の数字でございますが、遺児、孤児の方が大学等、これは大学、それから専門学校を含みますが、その進学率につきましては56.5%という実績になってございます。

○吉田敬子委員 いわての学び希望基金の話と少し離れるのですが、児童養護施設に入っている子供が18歳になり就学、進学するとき、自分で岩手県から出て住宅を借りる際に保証人が必要になる場合に、なかなか保証人になってくれる人がいないという課題があります。こういったところでいわての学び希望基金を使っている子供たちが引き続きそういった問題、課題にぶち当たっていないかどうかを確認したかったのですけれども、そういった声というのは届いていないでしょうか。もしくは届いているとしたら、そういうことに対して県として対応をどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○菊池教育企画室特命参事兼企画課長 高校を卒業された方の進学等の住居の確保の問題でございますけれども、特段、吉田委員の御指摘のような問題については、聞き及んでございません。

○小川保健福祉企画室企画課長 児童養護施設に入所されている方の高校進学、退所をする際のそういうことについても、当方では特段聞いてございません。

○白澤勉委員 私から、住まいの再建となりわいの再生について、大きく2点をお聞かせいただければと思います。

先ほど来、応急仮設住宅の集約化のお話がありました。学校用地にまだ応急仮設住宅があるかと思うのですけれども、今現在どの程度学校用地にまだ応急仮設住宅があるのか、まずその現状を確認したいと思います。

私が聞きたいことは、今年度、それから来年度から復興事業をさらに推進して、来年度には住宅再建、災害公営住宅についても89%が完成してまいります。そういった中で、先ほども被災者の方々がまた動くということについての抵抗、そして地元市町村におきましても、学校用地を一日でも早く明け渡し子供たちの環境を整えたいといった思いがあります。非常に難しい課題かとは思いますが、今時点でどの程度あって、今後の対応の方向性について、改めて確認したいと思います。

○小笠原生活再建課総括課長 学校敷地に建設されております応急仮設住宅の状況でございますが、現在31団地、2,263戸ございます。

今後の方向性でございますが、今既に集約化計画を策定したところ、あるいは現在策定中というところを含めまして、優先順位として学校グラウンドに建設されているものは早目に撤去しようという考え方でやっております。

一方で、現にお住まいの方もいらっしゃると思いますので、そこから動かされた方がさらに動く

ことがないように、移動は1回で済むようにということでシミュレーションして、計画をつくっていただいておりますので、基本的にはそういったお住まいの方にも配慮した上で、今後解体を進めていく形になるかと思えます。

○白澤勉委員 震災から4年7カ月が経過するというので、小学生からすれば、入学して、そしてこれから高学年に上がっていく中で、今後の基本的な考え方として、復興整備が、住宅再建が進み住宅が供給されていき、被災者の方々になるべく動かないようにしていくということもあろうかと思えます。ここ一、二年で少し待つていただく、要は動くことを待つていただくといったお考えなのか、改めて復興の進捗との兼ね合いについて、再度確認させていただきます。

○小笠原生活再建課総括課長 基本的には、学校グラウンドにある応急仮設住宅は、撤去の優先順位を高くして対応するというのが原則でございます。

もう一つの大きな原則といたしましては、そこにお住まいの方の転居は1回で済むこと、さらに転居することがないようにということで、今個別にシミュレーションを組んでおりますので、この二つの原則で臨むということで御理解いただければと思えます。

○白澤勉委員 次に、なりわいの再生についてお伺いいたします。被災の程度によって、それぞれの市町村ごとに中小企業、なりわいの再建のスピードが違うかと思えます。大槌町、あるいは陸前高田市においても、今かさ上げを非常に行って、これから新たな市街地の整備が進んでいく状況の中で、グループ補助金とか、あるいは小規模事業者への支援策の拡充、継続的な取り組みといった部分が引き続き求められるかと思えます。その点について、県当局のお考えをお聞かせいただければと思えます。

○高橋経営支援課総括課長 被災中小企業者の復旧に関しましては、委員から今お話しありましたとおり、いわゆるグループ補助金は非常に大きな成果がありまして、これから復旧を考えている事業者からも期待が大きいところです。今年度国で、今後5年間の復興予算の見直しということがありましたけれども、その中でグループ補助金については、これまでどおりやっていくという方針が示されております。陸前高田市のお話が出ましたけれども、これについては引き続き我々としては、商業施設の整備や地元でいろいろ計画を立てて検討しているところに我々も相談に行くといった形で再建計画を立てている皆さんの支援を引き続き行っていきたいと思っております。

あと、県でも単独で、市町村と協調して被災施設の修繕、復旧について助成するという制度を設けております。グループ補助金の利用が多いということで、県単独事業の利用は件数とすれば割合は少ないのですが、これについても個々の事情に応じて、やはりこちらのほうを利用したいという方もありますので、これについても引き続き市町村と今後の動向の様子を協議しながら、対応を考えていきたいと考えております。

○白澤勉委員 最後に、産業再生特区に基づく税制の特別措置の延長についても、これから本格復興が進んでいく中で再建する事業者もふえてくるかと思えます。平成28年度以降の措置延長についても、しっかりと関係機関に働きかけ、連携をとって取り組んでいただ

きたい、そういう要望も地元被災地のほうから多いかと思います。最後に、その点について県当局の今後の対応等についてお聞かせいただければと思います。

○高橋産業再生課総括課長 産業再生特区の延長についてのお話でございます。御承知のとおり産業再生特区につきましては、一応現在の制度ですと今年度が期限となっておりますが、県といたしましては予算要望などにおきまして、国に対して延長を要望してございます。また、県に限らず北海道、東北6県ですとか、あるいは商工関係団体のほうからも連携して要望してございます。国では、復興庁におきまして、8月の概算要求に合わせて税制要望をしてございますが、その中では基本的に5年間の延長ということで税制要望が出されておきまして、現在財務省等との事務的な調整を行っている段階と聞いてございます。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組についてはこれをもって終了いたします。

執行部の皆さんは、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、日程2、現地調査の実施についてであります。配付資料2のとおり11月10日火曜日と12日木曜日の2日間で、被災市町村の復興に向けた取組状況等について現地調査を実施したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細な日程については、後日事務局を通じて各委員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木順一委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。